

【注の見直し】	注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注 3歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
【新設】 J 1 1 7 鋼線等による直達牽引（2日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）（1局所を1日につき）	(新設)	→	J 1 1 6 - 5 酵素注射療法 490点
【注の見直し】	注1 3歳未満の乳幼児に対して行った場合は、所定点数に50点を加算する。	→	注1 3歳未満の乳幼児に対して行った場合は、所定点数に55点を加算する。
【新設】	(新設)	→	J 1 1 8 - 4 歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（1日につき） 900点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 注2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に規定する指定難病の患者であって、同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されているもの（同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に対して実施された場合には、900点を所定点数に加算する。

<p>J 1 2 0 鼻腔栄養（1日につき）</p> <p>【注の追加】</p> <p>通則</p> <p>【通則の見直し】</p>	<p>(追加)</p> <p>3 3歳未満の乳幼児に対して区分番号 J 1 2 2 から J 1 2 9-4 までに掲げるギプスの処置を行った場合には、当該各区分の所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。</p>	<p>注3 導入期5週間に限り、1日につき2,000点を9回を限度として加算する。</p> <p>注2 間歇的経管栄養法によって行った場合には、間歇的経管栄養法加算として、1日につき60点を所定点数に加算する。</p> <p>3 3歳未満の乳幼児に対して区分番号 J 1 2 2 から J 1 2 9-4 までに掲げるギプスの処置を行った場合には、当該各区分の所定点数の100分の55に相当する点数を所定点数に加算する。</p>
--	--	--